

家計の急変等における熊本市奨学生の募集について

令和7年6月18日

□ 貸付対象者

貸付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす方とします。

- (1) 熊本市内に居住する方の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学または専修学校（高等課程及び専門課程）に在学していること。
- (3) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。
- (4) 下の一覧表の家計の急変等の該当者であること。

【一 覧 表】

家計急変等の要件	内容	提出書類
火災・風水害等	火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊）	・ 火災証明書又は新聞記事等火災・風水害等の被害にあったことが分かるもの
破 産	扶養者の事業失敗による破産	・ 破産申告書（裁判所）
失 職	主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職	・ 退職証明書 ・ 雇用保険受給資格者証の写し ・ 自己都合による退職でないことがわかるもの（離職票、会社の証明、新聞記事等）
死 亡	主たる生計者の死亡	・ 死亡診断書 ・ 住民票除票
入 院	主たる生計者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少	・ 診断書（症状・療養期間の分かるもの）
離 婚	扶養者の離婚による世帯収入の減少	・ 戸籍謄本（親権者と子）

※ 家計の急変等の内容が、令和7年1月1日以降に発生したものを対象とします。

□ 貸付月額（無利子）

- ① 30,000円 ② 15,000円 ※申し出により1年生のみ初回加算額100,000円

□ 貸付期間

申請した日の属する月から令和8年(2026年)3月まで

募集期間：令和8年(2026年)2月27日(金)まで
申請希望者は第一職員室 徳山 のところに来てください。